令和８年（フ）第４２４８号
大阪市中央区島之内１丁目17番17号　ロイヤル仁商５Ａ
債務者　山瀬　夏秋
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４３８号
大阪府豊能郡能勢町柏原85番地の176
債務者　津川　航輝
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５１６号
大阪市東淀川区瑞光１丁目９番15―707号
債務者　中谷　美咲
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５３８号
大阪市住之江区南港東１丁目６番１―510号
債務者　牧　　敬子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５４６号
大阪府枚方市枚方元町８番３―209号
債務者　日髙　慶太
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５６２号
大阪市東淀川区西淡路１丁目10番10―404号
債務者　濱本沙佑美
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６３８号
大阪市東淀川区相川２丁目11番４号　平ハツマンション　302号、前住所大阪市東淀川区大隅１丁目８番５号　大隅小谷マンション402号
債務者　小島　　礼
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６４３号
大阪市港区港晴３丁目７番15号　アワーハウス港晴　202号
債務者　大仁田　昇
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６８７号
大阪市東淀川区瑞光１丁目４番１―302号
債務者　八野　佳和
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７００号
大阪府東大阪市若江本町４丁目10番24号　レオハイツ若江　205
債務者　岡本かづみ
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６７号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目５番地　２棟1108号
債務者　下中　茉莉
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０７号
神戸市兵庫区永沢町２丁目１番13号　208号
債務者　唐川　宏行
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６５号
神戸市東灘区住吉東町２丁目１番10号
債務者　大島　郁子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７８８号
神戸市長田区五番町３丁目７番地の１　市住33―514号、従前の住所神戸市長田区御船通３丁目５番地
債務者　中西由香里
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３５３号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番１―204号、前住所兵庫県西宮市中前田町７番31―302号
債務者　竹内　　務
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５４０号
岡山市北区中山下一丁目５番55号　スプランドゥール中山下710、旧住所岡山市北区表町一丁目６番56号　城下マンション410
債務者　中山千恵子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３号
愛媛県今治市近見町２丁目７番51号　ルミウス近見Ａ棟　Ａ104号室、前住所愛媛県今治市喜田村５丁目９番37号ルミウス喜田村１号室、前々住所愛媛県今治市衣干町４丁目４番25号
債務者　阿部美保子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
松山地方裁判所今治支部